

〈目黒会中国地方支部会則〉

(名称と事務所)

第1条 この支部は、目黒会中国地方支部(以下「支部」という)と称する。

事務所(所在地)は支部長の住所とする。但し、必要に応じて役員会で決定した広島地区の会社内に置くことも認める。

(目的)

第2条 支部は、国立大学法人電気通信大学の同窓会「目黒会」の支部機関であり、会員相互の親睦と友好、情報交換を図るとともに、目黒会の事業を推進することを目的とする。

(会員)

第3条 会員の資格は、目黒会の会員(正会員に限らない)で中国地区に在住している会員、とする。また、かつて支部に所属していた者も本人希望により会員とすることができる。

(役員)

第4条 支部には以下の役員を置く。支部長及び副支部長は幹事の互選により、幹事は会員の推薦により、総会にて選任する。ただし、支部長は、目黒会正会員でなければならない。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 2名以内
- (3) 幹事 若干名
- (4) 会計 1名

2. 任期は2年とし、再任・兼任は妨げない。

(支部代表代議員)

第5条 支部は目黒会の要請に従い、支部の正会員の中から1名の支部代表代議員を選任する。

2. 支部代表代議員の選任は支部総会での議決による。
3. 支部代表代議員の選任時期・任期等の条件は目黒会からの要請に含まれるものとする。
4. 支部代表代議員の候補が支部総会議決直前までに定まらない(立候補が無い等)場合は、支部総会の議決を待たず支部長が支部代表代議員に選任される。
5. 支部代表代議員に欠員が生じた場合、第5条1と2に従い、速やかに補充の支部代表代議員を選任する。
6. 補充の支部代表代議員の任期は、前任の支部代表代議員の任期を引き継ぐものとする。但し、補充代議員の残りの任期が6ヶ月未満の場合は選任しない。
7. 支部代表代議員は、第4条記載の支部役員との兼任を妨げない。

(総会)

第6条 総会は支部の最高機関であり、以下の事項を審議する。

- (1) 前年度事業報告及び会計報告
- (2) 当年度事業計画
- (3) 役員等の承認
- (4) その他支部に関わる重要な事項

2. 総会は毎年1回の開催を原則とし、支部長が召集する。但し、必要なときは臨時に開催することができる。

(役員会)

第7条 役員会は支部長、副支部長、幹事、会計で構成する。

2. 役員会は支部の運営に当たる。
3. 役員会は必要に応じて支部長が召集する。

(個人情報保護)

第8条 支部役員、支部代表代議員及び支部が管理する事務処理関係者は、一般社団法人目黒会個人情報保護規程を準用し、個人情報の保護に努めなければならない。

(会費・経費等)

第9条 支部は年会費を原則として徴収しない。

2. 本会の会合等に必要な経費は、出席者が費用を均等に負担することを原則とする。
3. 目黒会本部より支部に渡される助成金等は、支部の活動に必要な費用に充当する。

(会計報告)

第10条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

2. 前年度の会計報告は、支部総会において行い、承認を得る。

(その他)

第11条 支部の運営に必要で会則に定めていない事項については、役員会の議決を経て支部長が別途定めることができる。この場合、支部総会に報告するものとする。

(附則)

第12条 この会則は、支部名称の改称(広島支部から中国地方支部)に伴い第2版として発行する。

・平成 24 年 6 月 22 日 初版（全面改訂）

※目黒会の一般社団法人化に伴い、全面改訂し初版として発行する

（全面改訂前の初版は昭和 58 年 6 月）

・平成 26 年 6 月 21 日 第 2 版（支部名称の改称に伴う変更）

〈目黒会中国地方支部山口分会会則〉

第 1 条（名称と所在地）

- 1.本分会は目黒会中国地方支部山口分会と称する。
- 2.所在地は、本分会の分会長の住所とする。

第 2 条（目的）

本分会は国立大学法人電気通信大学の同窓会「目黒会中国地方支部」の分会として、会員相互の親睦と友好及び情報交換を図ることを目的とする。

第 3 条（会員）

山口県に在住あるいは在勤中の目黒会会員で構成する。

第 4 条（分会役員）

本分会は次の役員を選出し、分会の運営を行う。ただし、分会長は目黒会正会員でなければならない。

分会長 1 名

幹事 2 名～5 名

任期は 3 年とし、再任は妨げない。

第5条（活動）

本分会は会員相互の親睦と友好を深めるため及び分会運営のために、次の活動を行う。

1. 分会総会、懇親会

土曜日または日曜日の開催を原則とし開催周期は3年を超えない範囲で役員会により決定する。議決事項は出席者の多数決による。

2. 役員会

第4条の役員をもって組織し、分会の運営にあたる。必要に応じて分会長が招集する。

また、分会長の招集がない場合でも半数以上の役員の要請があれば役員会を開催する。

第6条（会費・経費等）

1. 年会費等は原則として徴収しない。

2. 本分会の活動に必要な経費は、出席者が均等に負担することを原則とする。

3. 目黒会本部または支部より支給される助成金等は、本分会の活動に必要な経費に充当する。

4. 支部と連携した活動に関しては経費等の処理を支部に委ねることができる。

第7条（個人情報保護）

分会役員は、一般社団法人目黒会の「個人情報保護に関する方針」を準用し、個人情報の保護に努めなければならない。

第8条（その他）

1. 会則に定めていない事項が生じた場合は、原則として役員会で審議決定する。その場合は分会総会に報告するものとする。

2. 本会則の改廃は分会総会で行う。

・2015年12月5日制定